

自家配合を行う畜産農家の皆さまへ

飼料製造管理者の設置について

自家配合飼料を自家使用する場合は、飼料製造業者届は提出不要ですが、他者に販売する場合は飼料製造業者届の提出が必要となります。

飼料安全法第25条に基づき、抗菌性物質等を取り扱う飼料製造業者等は、「飼料製造管理者」を設置し、飼料等の製造を実地に管理させなくてはなりません。自家消費する飼料のみを自家配合により製造する畜産農家であっても、抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合は飼料製造管理者の設置が必要となります。

1. 次のいずれかに該当する方は、「飼料製造管理者」の資格があります。

- 獣医師、薬剤師
- 大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めた卒業者
- 次の①から④に該当するものの製造の業務に3年以上従事し、かつ飼料製造管理者資格取得講習会を修了した者
 - ① 抗菌性物質を含む飼料
 - ② 防かび剤（プロピオン酸等）、インド産落花生油かすを含む飼料
 - ③ 尿素、シウレイドイソブタンを含む飼料
 - ④ 飼料添加物

2. 飼料製造管理者資格取得講習会について

年1回独立行政法人農林水産省消費安全技術センターが開催しています。

【令和5年度開催例】

期 日：令和6年1月10日（水）～2月29日（木）

開催方式：eラーニングシステムで受講

受講料：48,500円

3. 飼料製造管理者の届出について

飼料製造管理者を設置したときは、その設置の日から1月以内に、独立行政法人農林水産省消費安全技術センター福岡センターに届出しなければなりません。

4. 飼料安全法において罰則が規定されています。（第68条）

飼料安全法には、飼料製造管理者と設置しなかった場合、「1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定されています。

機 関 名	所 在 地	連絡先(TEL)
県央振興局 農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389
島原振興局 農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610
県北振興局 農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033
五島振興局 農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115
壱岐振興局 農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	0920-45-3038
対馬振興局 農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011
県畜産課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-895-2954